



組合員の皆さんへ 重要です！

会社による組合脱退強要は、労働組合法第7条の不当労働行為であり犯罪です。

管理者から呼び出されたり面談などで、組合員に対して、利益誘導・パワハラ・強要をして、組合脱退強要が行われています。

したがって、会社によるウソやごまかしを許してはいけません。組合員を守るために、必ずメモや録音をして、記録を残しましょう！